

件名	職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
<p>【改正の概要】</p> <p>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が一部改正され、3歳までの子を養育する労働者が請求した場合の所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇の充実等の措置が講じられたため、「職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例」及び「教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例」について次の改正を行う。</p> <p>1 子の看護休暇の拡充</p> <p>(1) 取得理由に疾病の予防を図るために必要な子の世話を追加</p> <p>(2) 取得可能日数を年5日以内から5日(対象となる子が2人以上の場合10日)以内に拡充</p> <p>2 正規の勤務時間外勤務の制限</p> <p>3歳に満たない子を養育する職員が請求した場合、正規の勤務時間外の勤務を免除する。</p>	
施行日	平成22年6月30日
<p>【その他参考事項】</p>	